

第3期八潮市地域福祉計画（案）の
パブリックコメントに寄せられた意見と対応について

1 意見募集期間

令和3年12月10日（金）から令和4年1月14日（金）まで（36日間）

2 意見提出者数・件数

提出者数 3人 提出件数 11件

3 意見と市の考え方

反映の区分

A：意見を反映し、案を修正する（した）	1件
B：すでに案で対応している	0件
C：案の修正はしないが、実施段階で参考としていく	7件
D：意見を反映できなかった（しない）	0件
E：その他（計画とは関係ない意見）	3件

計画案のページ	ご意見の要旨	市の対応・考え方	反映区分
●意見1（計画掲載ページP49）	<p>②第2期計画における課題や改善点として</p> <p>障害者差別解消法の制度について、理解を深めるために様々な機会を捉えて啓発する必要があります。とされていますが、そのための計画が見えません。</p> <p>人権啓発のための取り組みを進める独自予算を付ける必要が有ります。</p>	<p>「第7次八潮市障がい者行動計画・第6期八潮市障がい福祉計画」の中で、「障がい者差別解消の推進」を重点事業としており、ホームページや広報紙、リーフレットの配布などにより周知を図るとともに、障がい者差別解消支援地域協議会において障がいを理由とする差別の解消に向けた取り組みを推進していきます。</p> <p>記載につきましては、計画案のとおりとさせていただきます。</p>	C
●意見2（計画掲載ページP62）	<p>圏域について</p> <p>高齢、民生委員・児童委員、町会自治会、子育て等それぞれ圏域が存在する状況で、住民は自分がどこの地域で地域活動に参画していけばいいのか大変迷います。</p> <p>住民がどこの地域で参画していったらよいかを行政は示す必要がありま</p>	<p>第2期計画においては、より細かな地域特性に応じた支援体制を構築するために、「八潮市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」で定めている日常生活圏域を地域福祉圏域の基本とし、第3期計画も継続して推進しております。引き続き、より身近な地域で支えるための環境づくりを目指すとともに、それぞれの</p>	C

	す。	分野について整備してまいります。 記載につきましては、計画案のとおりとさせていただきます。	
●意見3（計画掲載ページP66）	地域における居場所づくりの推進に関連する取組として 子ども食堂（若しくは誰でも食堂）を追加して下さい。できれば各小学校校区にひとつあれば尚良い。財政的支援も必要です。	地域における居場所づくりの推進に関連する取組の中の「子どもの居場所づくりの支援」という取組を記載しています。 これは、子ども食堂のような子どもの居場所を増やすために、居場所づくりに取り組みたい方々への情報提供をしたり、居場所を実施することについての周知を支援したりするなどの支援を行う取組です。 子どもの居場所づくりは、地域住民の自発的な取組として「互助」により多様な形で広がっているものですので、財政的支援については、今後、慎重に調査・研究してまいります。 記載につきましては、計画案のとおりとさせていただきます。	C
●意見4（計画掲載ページP71）	「生涯学習まちづくり出前講座・行政版」のメニューや、「やしお市民大学」の学習プログラムに「第3期八潮市地域福祉計画」の取組を学ぶ場を設け、市民に分かりやすく解説するところから始められたらいかがでしょうか。	「生涯学習まちづくり出前講座・行政版」では、地域福祉計画の内容に基づき、講座を開催しており、計画の改定とともに内容を更新しております。また「やしお市民大学」につきましては、学生からの要望の有無やカリキュラムの関係などの調整も必要となると思われますので、状況に応じて対応させていただきます。 記載につきましては、計画案のとおりとさせていただきます。	C
●意見5（計画掲載ページP72）	①地域福祉を担う人材の育成・支援では、「市民活動支援コーナー」充実とされていますが、市民活動支援センターを作る必要があると考えます。	市民活動支援センター（中間支援組織）の設置については、令和3年3月に市の附属機関である「八潮市市民活動推進委員会」より八潮市長あてに提言書の提出があったところです。市民活動支援センターの設置につきましては、地域福祉計画の策定段階において検討する事	E

		項ではないため、記載につきましては、計画案のとおりとさせていただきます。	
●意見6（計画掲載ページP72）	市民活動支援センターのような中間支援組織とどのような連携の仕組みを地域福祉計画の中に織り込んでいくのでしょうか。具体的にお示しください。	市民活動支援センター（中間支援組織）の設置については、令和3年3月に市の附属機関である「八潮市市民活動推進委員会」より八潮市長あてに提言書の提出があったところです。市民活動支援センターの設置・連携等につきましては、地域福祉計画の策定段階において検討する事項ではないため、記載につきましては、計画案のとおりとさせていただきます。	E
●意見7（計画掲載ページP73）	②地域福祉を担う活動団体の育成・支援では介護家族会等の支援【障37頁】障がい福祉課が記載されていますが、私たちの家族会はこの中に含まれるのでしょうか。 私たちはこの間「誰でも何でも相談」や「精神しょう害者相談」等に取り組んで来ました。こうした活動を市民に知って頂くための広報活動などに支援をお願いします。	「介護家族会等」とは、障がいのある人を常時介護している家族等で構成する家族会のことであり、この中に含まれます。当該団体の地域福祉に係る活動に対しての市民への周知について、引き続き支援していきます。 記載につきましては、計画案のとおりとさせていただきます。	C
●意見8（計画掲載ページP78）	災害時に配慮が必要な人への支援の取組は、防災マップの活用などして「地区防災計画」と連動して行い、既存の地縁組織（町会・自治会等）を主体とする活動体制で進めるのが基本であると考えられます。 「地区防災計画」と「避難行動要支援計画」を連携して取り組む場合に、市は従前から地域施策のほとんどを、単一の町会・自治会に依存する形で進めてきており、新しい事業も、負担が重くなっても町会・自治会に頼らざるを得ない状況にあります。	地区防災計画と避難行動要支援者避難支援計画と連携について、今後防災部局と町会・自治会との協議を行うことを検討してまいります。 記載につきましては、計画案のとおりとさせていただきます。	C
●意見9（計画掲載ページP78）	八潮市社会福祉協議会では、災害時要援護者の安否確認のために、希望者の個人情報救助機関へ提供する「災害時情	今後八潮市社会福祉協議会及び民生委員・児童委員協議会と内容について検討してまいります。	C

	<p>報提供活動」を民生委員の協力のもと制度化し、通常は民生委員の高齢者の見守り活動の中で、災害時に備えての日常活動の一環としておこなわれています。民生委員は「避難行動要援護者支援活動」にも主に関わっていますので、民生委員の活動負担の軽減のためにも、二つの制度の役割分担を整理しておく必要があるのではないのでしょうか。</p>	<p>記載につきましては、計画案のとおりとさせていただきます。</p>	
<p>●意見 10 (計画掲載ページ P87)</p>	<p>第 5 章 1 計画を推進するための各主体の役割 (2) 活動団体②ボランティア団体・NPOと記載されています。</p> <p>私たちの家族会は、ボランティア団体でもNPOでも有りませんが、地域福祉を担う当事者団体であり、大切な社会資源、活動団体の一つと自負しています。きちんとした位置付けをし、育成に取り組んでください。</p>	<p>地域福祉計画では、各福祉計画の上位計画であることから、各福祉分野にまたがる全ての活動団体を個別に位置付けはしていませんが、「ボランティア団体・NPO等」と包含する表現方法へと改めさせていただきます。また育成につきましては、各福祉計画で行っており、事業項目として地域福祉計画内にて掲載を行っておりますので、こちらの記載につきましては、計画案のとおりとさせていただきます。</p>	A
<p>●意見 11 (計画掲載ページなし)</p>	<p>住民への地域福祉計画の周知について取組が必要です。</p>	<p>地域福祉計画は市内公共施設での閲覧、市ホームページにて掲載していく予定です。</p>	E